

豊中市緑化樹等配付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域における緑化の推進に関する活動に対し必要な支援を行うことにより、緑化意識の高揚、緑化運動の推進及び循環型社会の形成を図り、もって「市民等の参加によるみどりのまちづくり」に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化樹 市内の緑化に資するものとして、この要領に基づき配付する樹木等をいう。
- (2) 剪定枝チップ 街路樹等の剪定枝を粉砕した細片をいう。
- (3) 緑化用パーク 剪定枝チップ及び土壌改良材「豊肥(とよっぴー)」(豊中市立緑と食品のリサイクルプラザで製造する土壌改良材をいう。)を混合して堆肥にした土壌改良材をいう。
- (4) 緑化樹等 緑化樹、剪定枝チップ及び緑化用パーク並びにその他緑化に必要なものとして別に定めるものをいう。

(配付の対象)

第3条 緑化樹等は、市内において次に掲げる緑化を行う場合に配付するものとする。

- (1) マンション管理組合、自治会等の団体が自ら所有し、又は管理する施設で市民協同により行う緑化
- (2) 公益活動を目的とする団体が自ら所有し、又は管理する施設で行う緑化
- (3) 事業者がその工場、事業場等で行う緑化
- (4) 市及び他の公共団体が設置し、又は管理する施設で行う緑化
- (5) その他市長が特に必要があると認める緑化

(配付の申込み)

第4条 緑化樹等の配付を受けようとする者は、緑化樹等配付申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による申込みを行った者に対して次の書類の提出を求めることがある。
 - (1) 緑化樹等活用計画書
 - (2) 緑化樹等管理計画書

(配付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、緑化樹等出荷計画の範囲内において、配付する緑化樹等の名称及び配付量を決定する。

- 2 市長は、緑化樹等の配付を決定する場合において、緑化樹等の配付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(受領書の提出)

第6条 緑化樹等の配付を受けた者は、速やかに緑化樹等受領書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(配付を受けた者の遵守事項)

第7条 緑化樹等の配付を受けた者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 配付を受けた緑化樹等は自らが適切に管理するものとし、緑化樹等の配付の目的及び申込みの内容に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けしないこと。
- (2) 市長が行う緑化樹等の植樹状況等の確認に協力すること。
- (3) 市長が緑化樹等活用報告書の提出を求めたときは、速やかにこれを提出すること。

(返還)

第8条 市長は緑化樹等の配付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に配付した緑化樹等の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条第1号に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (2) その他不正な方法により緑化樹等の配付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、緑化樹等の配付に関し必要な事項は、環境部公園みどり推進課が別に定める。

| | | | |
|------------|-------------|-------|-----------|
| 附 則 | この要領は、昭和55年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成2年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成2年 | 8月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成3年 | 11月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成13年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成17年 | 10月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成18年 | 5月15日 | から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、平成23年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 附 則 | この要領は、令和3年 | 1月 | 1日から施行する。 |

